永平寺町学校給食検討協議会設置要綱

　(設置)

第１条　永平寺町の学校給食をより効果的かつ効率的に実施するとともに、学校給食の安全性の確保及び食教育の充実を図り、学校給食運営のあり方について検討するため、永平寺町学校給食検討協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

　　(所掌事項)

第２条　検討会は次に掲げる事項について検討する。

1. 学校給食運営に関すること
2. 食教育に関すること
3. その他協議会が必要と認めること

　(組織)

第３条　協議会は、委員２５人以内をもって組織する。

２　委員は、次にあげる者のうちから町長が委嘱する。

1. PTA代表
2. 学校長代表
3. 学識経験者
4. その他町長が必要と認める者

３　委員の任期は、２年とし再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、

　前任者の残任期間とする。

 　(会長等)

第４条　協議会に会長及び副会長１人を置く。

２　会長及び副会長は、委員の互選とする。

３　会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

 (会議等)

第５条　協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

２　協議会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議への出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

　　(庶務)

第６条　協議会の庶務は、学校教育課において処理する。

　　附　則

　この要綱は平成２６年６月３０日から施行する。